

(18) 鳥取県住宅供給公社 給与等状況報告書

1 職員給与の状況（令和6年度）

給 与 費	12,246 千円
-------	-----------

3 職員の初任給の状況（令和7年4月1日現在）

区 分		初 任 給	備 考
一般職	大学卒	212,572 円	鳥取県の例による。 （経営状況を踏まえ令和7年4月から令和8年3月は県職員の給与に関する条例で定める額から一般職は5.9%削減。）
	高校卒	183,307 円	同上

5 職員手当の状況（令和7年4月1日現在）

区 分	内 訳		
期末手当 勤勉手当	〔支給割合〕		
	区 分	期末手当	勤勉手当
	6 月期	0.725 月分	0.925 月分
	12月期	0.725 月分	0.925 月分
	計	1.450 月分	1.850 月分
	(注) 経営状況を踏まえ、期末手当について令和7年4月から令和8年3月は県職員の給与に関する条例で定める割合から年間1.05月削減した支給割合を適用。		
職制上の段階、職務の 級等による加算措置 有			
〔令和6年度実績〕			
1 人当たりの平均支給額 1,001,246 円			

内 訳			
区 分			
退職手当 (県の規定に 準ずる)	〔支給率〕		
	区 分	自己都合	早期退職・定年
	勤続 20 年	19.6695 月分	24.586875 月分
	勤続 25 年	28.0395 月分	33.270750 月分
	勤続 35 年	39.7575 月分	47.709000 月分
	勤続 40 年	44.7795 月分	47.709000 月分
	(その他の加算措置)		
	定年前早期退職特例措置 (2 %～20%加算)		
	25年以上勤続した年齢50歳以上60歳未満の職員が、定年前に早期退職制度により退職する場合に加算があります。		
	〔令和 6 年度実績〕 支給実績なし		
時間外勤務手当 (県の規定に 準ずる)	〔令和 6 年度実績〕 1 人当たりの平均支給年額 959,007 円		
区分	内 容		
	対象職員	支 給 月 額	
管理職手当	一定の管理又は監督の地位にある職員	事務局長	61,779 円
		事務局次長	54,068 円
		参事	46,358 円
		(注) 経営状況を踏まえ令和 7 年 4 月から令和 8 年 3 月は県職員の給与に関する条例で定める額から7.1%削減。	
		〔令和 6 年度実績〕 支給実績なし	
扶養手当 (県の規定に 準ずる)	扶養親族として配偶者、子等を有する職員	ア 扶養親族 (子及び配偶者を除く)	6,500 円
		イ 子	11,500 円
		ウ 配偶者	3,000 円
		満15歳に達する日以後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子	1 人につき 5,000 円を加算
		〔令和 6 年度実績〕 1 人当たりの平均支給月額 25,000 円	

区分	内 容		
	対象職員	支 給 月 額	
住居手当 (県の規定に 準ずる)	住宅を借り受け月 額12,000円を超え る家賃を支払って いる職員	ア 借家・借間居住者	家賃の額に応じ、 最高 27,000 円まで支給
		イ 単身赴任手当受給者で 配偶者に居住させるため 借家・借間を借り受けて いる者	借家・借間居住者の例に よった場合の額の2分の 1相当額
		〔令和6年度実績〕 支給実績なし	
通勤手当 (県の規定に 準ずる)	交通機関等を利用 し、又は自動車等 を使用して通勤し ている職員	支給額	以下のア～ウ及びオの金額の合計 (上限 150,000 円)にエの額を加算 した金額
		ア 交通機関等利用者	次の①又は②のうち、支給単位期間当た りの額が低い方の額。 ①支給単位期間の間通用する定期券の額 ②通勤21回分の回数券の額
		イ 自動車等使用者	通勤距離に応じ、月額 1,700 円 から 53,100 円の範囲内で支給
		ウ 特別急行列車等 利用	特別急行料金、高速自動車国道等特 別料金等の額を加算
		エ 駐車料金を負担 している場合	(駐車場代の加算) 通勤のため4輪の自動車を使用し、駐 車場として公署の敷地を利用する場合 に、当該利用に係る1月あたりの職員負 担額が5,000円を超えることとなると任 命権者が認める公署に勤務する職員に支 給(1月当たり1,000円を上限とす る。) (パークアンドライド) 公共交通機関等及び自動車等に係る通 勤手当をともに受けている職員が、公共 交通機関の利用に伴って駐車場を利用 し、駐車料金を負担することを常例とし ている場合に、当該駐車料金の相当する 額を支給(1月当たり3,000円を上限と する。)
		オ ノーマイカー運動 に参加する場合	ノーマイカー運動参加者に対し、1月当 たり3往復程度参加することを想定した 通勤手当を支給
		〔令和6年度実績〕 1人当たりの平均支給月額 3,800 円	
単身赴任手当 (県の規定に 準ずる)	異動等を原因とし て単身赴任となっ た職員	月額 30,000円＋加算額 〔加算額〕 職員の住居と配偶者の住居の交通距離に応じて、8,000円 から70,000円までの範囲内で定める額。ただし、100キロ メートル未満の場合は加算なし。	
		〔令和6年度実績〕 支給実績なし	

6 役員の報酬等の状況（令和7年4月1日現在）					
区 分	給料・報酬月額	期末手当		備 考	
理事長 （非常勤）	50,000 円	なし		理事会の承認を得て理事長が定める額	
常務理事	256,300 円	6月期 12月期	0.465 月分 0.465 月分	加算率45％ 経営状況を踏まえ、期末手当について令和7年4月から令和8年3月は県職員の給与に関する条例で定める割合から年間1.17月削減した支給割合を適用。	
非常勤理事	1回につき10,000 円	なし			
非常勤監事	1回につき30,000 円				
〔令和6年度実績〕					
①常勤役員					
支給総額		支給者数		1人当たり 平均支給月額 （期末手当等を含む）	
3,480,020 円		1 人		290,002 円	
②非常勤役員					
支給総額		支給者数		1人当たり 平均支給月額	
850,000 円		6 人		11,806 円	
7 給与制度の変更					
（1）変更内容					
区分	変更内容			変更理由	
給料表（給料月額）	県の改正後の給料表に改正			県の制度に準じた改正	
区分	変更後		変更前	変更理由	
初任給月額	大学卒	212,572 円	大学卒	190,459 円	県の制度に準じた改正
	高校卒	183,307 円	高校卒	160,817 円	
期末手当 勤勉手当	6月 12月	期末 0.725月分 勤勉 0.925月分 期末 0.725月分 勤勉 0.925月分	6月 12月	期末 0.700月分 勤勉 0.875月分 期末 0.750月分 勤勉 0.975月分	県の制度に準じた改正
扶養手当	扶養親族 （子及び配偶者を除く） 6,500円 子 11,500円 配偶者 3,000円		配偶者、子以外の扶養 親族 6,500円 子 10,000円		県の制度に準じた改正

区分	変更後	変更前	変更理由
通勤手当	支給額 以下のア～ウ及びオの金額の合計（上限150,000円）にエの額を加算した金額 ア 交通機関等利用者 略 イ 自動車等使用者 通勤距離に応じ、月額1,700円から53,100円の範囲内で支給 ウ 特別急行列車等利用 特別急行料金、高速自動車国道等特別料金等の額を加算 エ 駐車料金を負担している場合 略 オ ノーマイカー運動に参加する場合 略	ア 交通機関等利用者 略 イ 自動車等使用者 通勤距離に応じ、月額1,600円から50,100円の範囲内で支給 ウ 特別急行列車等利用 特別急行料金等の3分の2の額を加算（高速自動車国道等特別料金等については2分の1の額（1月当たり2万円を限度）） エ 駐車料金を負担している場合 略 オ ノーマイカー運動に参加する場合 略	県の制度に準じた改正
常務理事 期末手当	6月 0.465月分 12月 0.465月分	6月 0.440月分 12月 0.490月分	県の制度に準じた改正
(2) 適用日 令和6年4月1日（給料表、初任給月額） 令和7年4月1日（期末・勤勉手当、扶養手当、通勤手当）			